

**広告募集案内【企画提案募集】**  
**(施設広告掲出仕様書)**

鶴見区総合庁舎敷地内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	鶴見区総合庁舎広告付き庁舎内フロア案内図等の設置募集について	
内 容	鶴見区総合庁舎 1階に広告付きの庁舎内フロア案内図等を設置していただく事業です。設置事業者様には、広告料及び行政財産目的外使用料を納付していただきます。また事業の実施に係る費用（案内図の製作、設置、管理、撤去、広告主の募集、電気料金等）について、全て設置事業者様にご負担いただきます。屋外広告物には該当しません。	
施設所在地（場所）	横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1	
施設の利用者数・利用者層	鶴見区には人口が約29万6千人（令和4年9月の推計人口）おり、様々な世代の方々が各種手続きのために区役所に訪れています。また、鶴見区総合庁舎には、消防署が併設されており、区役所を利用する方以外の来庁もあります。 〈R3年度区役所の税証明等発行件数〉	
	利用内容	件数
	税証明発行件数	約 49,000 件
	国民年金・国民健康保険等受付件数	約 82,100 件
	戸籍課窓口届出・証明件数	約 30 万件
	生活衛生課窓口受付件数	約 7,200 件
	生活支援課窓口受付件数	約 35,000 件
	高齢・障害支援課窓口受付件数	約 15,500 件
	こども家庭支援課受付件数	約 23,300 件
消防署届出件数	約 10,000 件	
広告設置場所	鶴見区総合庁舎 1階正面玄関入口横 (1) 鶴見区総合庁舎 1階正面玄関入口右手スペース（後項 設置場所②） (2) 鶴見区総合庁舎 1階エレベーター前柱スペース（後項 設置場所①）	
導入を希望する設備および広告掲出可能スペース	<p>(1) 広告付行政情報モニター（床置き・自立式・モニター2面程度） 縦2,000mm程度×横2,000から2,500mm程度×奥行500mm程度</p> <p>(2) 広告付行政情報モニター（1面・壁面設置） 縦1800mm程度×横1000mm程度×奥行100mm程度</p> <p>・掲出情報は、①庁舎内フロア案内図、②各階庁舎案内（外国語表示対応）、③広告とします。</p> <p>・(1)と(2)のどちらに掲出情報の①と②を掲載するかについてはご提案ください。</p> <p>・庁舎内フロア案内図については、通常時は庁舎内各フロアの案内を表示させ、タッチパネルで目的のフロアを拡大できるような仕様にしてください。</p> <p>・広告の掲出面積については、1及び2を合わせた全体面積の概ね1/4以内としてください。</p> <p>・2の壁面スペース横の面には、各階庁舎案内（日本語・非電子対応）が設置されていますが、2に設置した電子案内のデザインと統一できるよう、必要に応じてデザインに合う枠を設置してください。</p>	
広告掲出期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日 ※1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）	
予定価格	公表しません。	

■ 申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和5年1月10日（火）～令和5年1月31日（火）
提案内容評価	令和5年2月上旬
	提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和5年2月上旬

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和5年1月31日（火）午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。
広告企画書 記載事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ①庁舎内フロア案内図、②各階庁舎案内、③広告の設置イメージ図及び各表示面積割合</li> <li>(2) 庁舎内フロア案内図等の表示方法、外国語表示</li> <li>(3) タッチパネルの操作方法</li> <li>(4) 全体寸法・設置面積、材質、施工方法、環境・バリアフリー、安全への配慮</li> <li>(5) 保守メンテナンス体制・維持管理の考え方・緊急時対応</li> <li>(6) 設置実績</li> <li>(7) 広告の営業方針</li> <li>(8) 掲出期間における収支計画及び経費縮減効果（機器システム費、メンテナンス費及び広告料（年額））</li> <li>(9) その他行政サービスの向上等につながる提案</li> </ol>

次頁あり

■選定手続

<p>評価項目・評価基準</p>	<p>(1) ①庁舎内フロア案内図、②各階庁舎案内、③広告の設置イメージ図及び各表示面積割合          ①、②のそれぞれの目的を満たすための十分な表示スペースが確保されているか。          レイアウトを含めた全体の設置イメージは適切か。</p> <p>(2) 庁舎内フロア案内図等の表示方法、外国語表示          利用者にとって分かりやすい案内表示がされているか（来庁者が滞留しないよう、案内表示の内容がシンプルなものか）。外国語表示は可能か（英語、中国語、韓国語、やさしい日本語※）。          ※やさしい日本語とは、「横浜市多言語広報指針」に基づき、日本語情報に「平仮名のルビ」を付すとともに、平易でわかりやすい表現による要約を添えて情報提供を行う際に使用するものです。横浜市では『「やさしい日本語」で伝える 分かりやすく 伝わりやすい日本語を目指して』（第4版）において基準を設けています。当該基準は次の横浜市ホームページに掲載されています↓          ホームページURL  <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/lang/residents/ej/daiji/kijun.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/lang/residents/ej/daiji/kijun.html</a></p> <p>(3) タッチパネルの操作方法          利用者にとって直感的に分かりやすい操作方法となっているか。</p> <p>(4) 全体寸法・設置面積、材質、施工方法、環境・バリアフリー、安全への配慮          掲出期間中、破損や倒壊の恐れがない構造を備え、電源投入方法・盗難防止・悪戯防止策等で、安全性が担保されているか。また、省電力など環境への配慮がなされているか。色覚障害者向けの配色、デザインとなっているか。</p> <p>(5) 保守メンテナンス体制・維持管理の考え方・緊急時対応          庁舎のレイアウト変更への対応等が円滑に行えるか。          設置物の不具合、破損及び倒壊またはその恐れがある場合の対応が円滑に行えるか。</p> <p>(6) 設置実績          過去3年の自治体向け周辺等案内地図の設置実績数及び類似の実績数。</p> <p>(7) 広告の営業方針          広告枠を区内事業者または近隣区を含む市内事業者から、より多く選定する方針となっているか。また、広告主の業種に偏り（例：死を連想させる業種のみとなる）がないような営業方針となっているか。</p> <p>(8) 掲出期間における収支計画及び経費縮減効果（機器システム費、メンテナンス費及び広告料（年額））          掲出期間における収支計画が妥当であるか。          市にとって十分な財源確保効果があるか。</p> <p>(9) その他行政サービスの向上等につながる提案          行政サービスの向上や経済的メリットにつながる提案（周辺地図の掲出の提案等）がなされているか。</p>
<p>評価方法</p>	<p>○鶴見区に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。</p> <p>※最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p> <p>※評価の結果同点となった場合は、鶴見区広告事業選考会の会長が決定します。</p>

■ 広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</p> <p>○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</p>
広告の制作等	<p>○掲出の日から起算して10 営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 (原稿作成の前に必ず広告主審査を受けてください。)</p> <p>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。</p> <p>○広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>
財産の使用許可	<p>○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。(参考：月額3,100円/m<sup>2</sup> (最大幅×最大奥行))</p> <p>○設置期間中の電気料金については、年1回の精算払いとします(実費相当分)。</p>
その他	<p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p>

■ 申込み・お問い合わせ先

担当課名	横浜市鶴見区総務課
所在地	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
TEL/FAX	TEL 045-510-1657 / FAX 045-510-1889
Eメール	e-mail tr-yosan@city.yokohama.jp

次頁あり

■地図



次頁あり

■募集対象施設・広告掲出場所等の写真

設置場所①



設置場所②

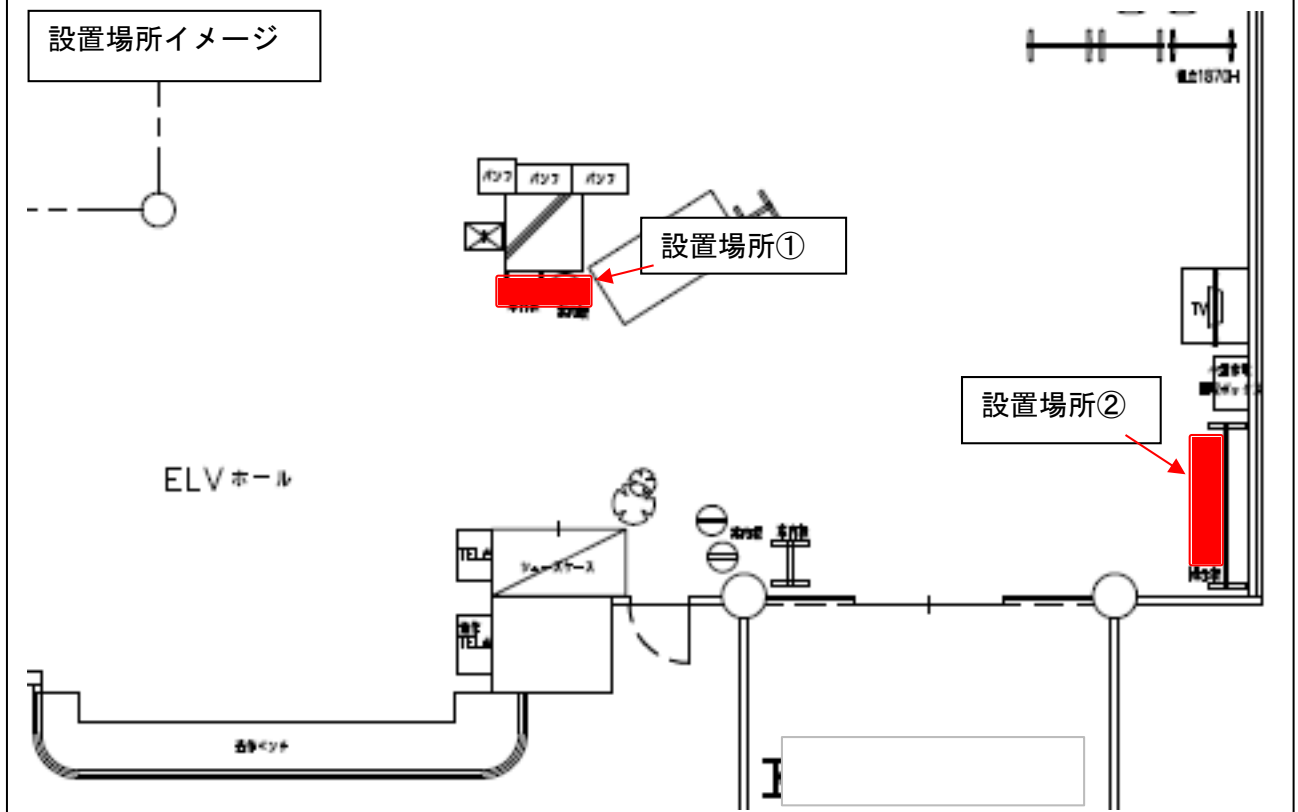


設置場所②  
モニター2面  
床置き・自立式

設置場所①

赤囲い部分に電子案内板を設置。  
壁面に固定・タッチパネル式

設置場所イメージ



広告企画書（印刷物・施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	鶴見区総合庁舎広告付き庁舎内フロア案内図等		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市 of 広告関連規程を遵守します。</li> <li>・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。</li> <li>・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。</li> <li>・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。</li> </ul>			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）